

令和 6 年 第 2 回茅野市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 2 月 28 日(水) 午後 1 時 15 分～午後 2 時 30 分

2. 開催場所 茅野市役所 大ホール

3. 出席委員 27 名

農業委員（16 名）

議席	職名	氏名	議席	職名	氏名
			8	委 員	柳澤 圭吾
17	会長代理	小林 修治	9	委 員	前田 ちひろ
			10	委 員	矢島 平一
2	委 員	白鳥 誠司	11	委 員	吉田 秀史
3	委 員	矢島 勝秀	12	委 員	堀内 友恵
4	委 員	小平 開	13	委 員	篠原 朋夫
5	委 員	宮坂 直治	14	委 員	小池 正雄
6	委 員	伊藤 利幸	15	委 員	濱 惣一
7	委 員	渡邊 公人	16	委 員	田村 和己

農地利用最適化推進委員（9 名）

議席	職名	氏名	議席	職名	氏名
19	委 員	細川 光夫	24	委 員	竹村 俊治
20	委 員	宮崎 博人	25	委 員	帯川 孝男
21	委 員	小林 正一	26	委 員	牛山 浩文
22	委 員	有賀 宣尚	27	委 員	戸田 広史
23	委 員	島立 雄幸			

4. 欠席委員 1 名

5. 議事日程

第1 農業委員会長招集あいさつ

第2 主要会務報告について

第3 議事録署名委員の選任（13 番：篠原 朋夫、14 番：小池 正雄）

第4 総会の公開について

第5 審議

議案第 7 号 農地法第 3 条の規定に依る許可申請について（6 件）

議案第 8 号 農地法第 4 条の規定に依る許可申請について（17 件）

議案第 9 号 農地法第 5 条の規定に依る許可申請について(16 件)
 議案第 10 号 農用地利用集積計画(貸借権設定)の決定について
 (1 件)
 議案第 11 号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
 (2 件)

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 鎌倉 亮
 事務局次長 吉田 哲郎
 農業振興担当 両角 将代志
 主 査 五味 義人

7. 会議の概要

会長代理	それでは皆さん大変お疲れ様でございます。ただ今より令和 6 年 2 月 28 日、第 2 回茅野市農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。本日は会長が欠席のため、私が代わりにひとことご挨拶をさせていただきます。
1. 農業委員会会長招集あいさつ	
会長代理	近年、2 月は毎年のように大雪があり、何らかの被害報告が出ております。5 日から 6 日にかけての降雪による被害が県内で 7,050 万円、諏訪管内でも 44 件で 1,300 万円という被害の金額が出ております。皆さん降雪の被害につきましては大丈夫だったと思いますが、いずれにしましてもこれはハウスの老朽化による被害が多かったという報告が出ております。さて、後程事務局の方より説明があるかと思いますが、地域計画に向けて各地域において座談会が開催されております。出席者からさまざまな意見や提案がされていると聞いておりますが、委員さん各位においては、多忙な中お時間をいただき感謝申し上げます。将来をのぞむ地域農業のあり方は、回を重ねるごとに効果が増していくように感じています。「継続は力なり」という格言もありますが、未来志向で推し進めていきましょう、と会長からも申しつけられております。よろしくお願いいたします。
2. 主要会務報告について	
会長代理	それでは会務報告ですが、会長からの書類をご確認いただきますようお願いいたします。
3. 議事録署名委員の選任	
会長代理	続きまして議事録署名委員の選任については、13 番の篠原朋夫委員、14 番の小池正雄委員のご両名にお願いいたします。
4. 総会の公開について	

会長代理	それでは審議に入る前に本日の審議会の公開非公開について協議いたします。発言につきましては挙手の上、議席番号・氏名を告げてからお願いいたします。本日の審議は事前にお知らせしました通り農地法による許可申請は3条申請6件、5条申請17件の計23件です。また農地利用集積計画の貸借権設定は16件、一括方式は1件、所有権移転は2件でございます。審議内容には個人的な内容が含まれておりますが会議は原則公開として進めたいと思いますので皆さんにお諮りします。公開で良いと判断される委員さんは挙手願います。 (多数挙手) ありがとうございます、賛成多数ということで本日の総会は公開として進めます。 (傍聴者なし)
会長代理	すみません、その前に総会の成立宣言を忘れておりました。本日は、欠席1名と欠員が1名ということで過半数を超えておりますので、この総会は成立することを宣言いたします。それでは、項目5番の審議に入りたいと思います。スムーズな進行にご協力をお願いしたいと思います。
5. 審議	
議長	それでは審議に入ります。議事日程第5審議、第7号議案「農地法第3条の規定に依る許可申請について」を議題といたします。 順次事務局から説明をお願いします。
事務局	【申請番号1について議案書をもとに朗読】
議長	続いて地区担当委員から現地調査の報告をお願いします。
11番委員	2月19日に農業委員2名で現地調査を行いました。申請地は案内図3-1をご覧ください。場所は米沢地区コミュニティセンターから県道諏訪・茅野線に抜ける途中にあります。譲渡人は高齢で耕作が困難であるということです。現在、譲受人が耕作している状態であります。今回現地を見て、問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今の担当地区委員さん及び事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	質問等がないようですので採決に入ります。 申請番号1について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号1は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局	【申請番号 2 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
3 番委員	2月 23 日、委員3名で現地確認に行ってきました。申請地は福沢区民会館の北東に位置し、道路改良工事が始まる予定の市道脇の4㎡ほどの土地です。譲渡人は、市の道路改良工事に協力して土地を提供しますが、残地が発生することとなりました。それが今回の申請地です。譲受人は申請地の隣地を耕作しており、申請地を買い取ることとなりました。申請地は、道路と譲受人の土地に接しているだけです。問題なしと見てまいりましたのでご審議よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今の担当地区委員さん、並びに事務局からの説明について、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	意見等がないようですので採決に入ります。 申請番号 2 について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 2 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 3 について事務局より説明をお願いします。
事務局	【申請番号 3 について議案書をもとに朗読】
議長	続いて地区担当委員から現地調査の報告をお願いします。
3 番委員	2月 23 日、委員3名で現地確認に行ってきました。申請地は福沢区民会館西に位置し、一帯は市道に囲まれています。譲渡人は高齢で手不足のため、耕作が困難な状況です。譲受人は申請地の隣地を所有耕作しています。高齢ですが、娘夫婦とともに 7,000 ㎡ほどの田畑を耕作しています。規模拡大したいとのことで、今回の売買となりました。問題なしと見て参りましたのでご審議よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今の担当地区委員さん及び事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	質問等がないようですので採決に入ります。 申請番号 3 について、原案の通り認めても良いという方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 3 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 4 について事務局より説明をお願いします

事務局	【申請番号 4 について議案書をもとに朗読】
議長	続いて地区担当委員から現地調査の報告をお願いします。
2 番委員	2 月 22 日に玉川地区委員 3 名にて現地調査を行いました。案内図 3-4 をご覧ください。申請場所は玉川地区穴山集落の東部にある水田と、大久保集落との境で、大久保公民館の北に位置する畑で、どちらも第一種農地合わせて 3 筆の 3,084 m ² でございます。渡人は東京在住により、耕作や管理が不能なため、処分を希望していました。受人は原村の認定農業者で、経営規模拡大のため農地を探していました。渡人の要望もあり、購入を決めたということでございます。現地を確認しましたが、申請地の田と畑は取得後すべての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係など見ても問題ないこと。また、許可要件をすべて満たしていると考えます。このことから、この所有権移転は問題ないと考えてまいりましたのでよろしくご審議をお願いいたします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今の担当地区委員さん及び事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	質問等がないようですので採決に入ります。 申請番号 4 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 4 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 5 について事務局より説明をお願いします。
事務局	【申請番号 5 について議案書をもとに朗読】
議長	続いて地区担当委員から現地調査の報告をお願いします。
5 番委員	2 月 22 日に玉川委員 3 名により現地を確認しました。申請地は案内図 3-5 をご覧ください。玉川山田区集落内の第二種農地です。渡人は、農地を相続しましたが東京在住により耕作や管理が不能なため、処分を検討していました。受人は、申請地に隣接する古民家を購入し、実際はこの古民家は取り壊して新築をするという流れになっているそうです。家族 3 人で移住し、会社員との兼業による自給的農業を営むことを目指しています。現地を確認したところ、2 筆の申請地はともにほとんど住宅地域になっている中にある田と畑ですが、受人は肥料や農薬は極力使用しない農業を行い、住居地域の皆さんと調和を保った家庭菜園農業を行いたいと考えています。この売買は問題ないと考えてまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今の担当地区委員さん及び事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお

	願います。 (質問等なし)
議長	質問等がないようですので採決に入ります。 申請番号 5 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 5 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 6 について説明をお願いします。
事務局	【申請番号 6 について議案書をもとに朗読】
議長	続いて地区担当委員から現地調査の報告をお願いします。
9 番委員	2 月 24 日に北山地区委員 2 名で現地調査を行いました。案内図 3-6 のとおり、糸萱大橋北側から下ったところに位置しています。渡人は申請地を耕作できず長期間耕作放棄地としており、このたび贈与を申し出て、受人がそれに応えた形です。受人は長年にわたり農業に従事しており、耕作能力に問題ありません。申請時すでに受入により綺麗にされており、今後作付けを行う予定とのこと。この贈与に問題はないと見てまいりました。ご審議のほどお願いいたします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今の担当地区委員さん及び事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	質問等がないようですので採決に入ります。 申請番号 6 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 6 は原案の通り決定いたします。
議長	それでは、議事日程第 5 の議案第 8 号「農地法第 5 条の規定に依る許可申請について」を議題といたします。 事務局より議案について順次説明をお願いします。
事務局	【申請番号 1 について議案書をもとに朗読】
議長	続いて地区担当委員から現地調査の報告をお願いします。
14 番委員	2 月 20 日に宮川地区 4 名の委員で現地を確認いたしました。申請地は、案内図 5-1 をご覧ください。農振区域外、準工業地域の水田 622 m²を、建売業者に売却。建売業者は、購入地を 5 条転用によって住宅地として造成するための許可申請です。譲渡人は遠隔地に住んでおられて、管理が困難。土地を購入する建売事業者は、子育て世代向け住宅用地として造成売却を考えているとのこと。現地を確認いたしましたところ、北は宮川、南は市

	道、東西は住宅に囲まれており、接する農地はございません。住宅地内に残された農地です。転用はやむを得ないと見てまいりました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今の担当地区委員さん、及び事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	質問等がないようですので採決に入ります。 申請番号 1 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 1 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 2 について説明をお願いします。
事務局	【申請番号 2 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、現地確認の報告を、地区担当員さんお願いいたします。
15 番委員	2月 20 日に現地確認をしてきました。5-2 の申請地ですが、案内図8ページ、坂室バイパス西茅野の信号を東に入った西茅野区画整理地区内の区画になります。渡人は高齢で後継者がいないため、子育て世代の人たちが住宅を建てて有効利用してもらいたいという考えから売却をするということです。受人はアパートに居住してしまして、渡人の希望にも合致しています。この申請は問題ないと思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	これより審議に入ります。ただいまの事務局及び地区担当員の説明に質問のある方は挙手にてお願いします。 (意見等なし)
議長	ないようですので、採択に入ります。 申請番号2番につき、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、本件は原案通り決定いたします。
議長	続きまして、申請番号3番につき、事務局より説明をお願いします。
事務局	【申請番号 3 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは現地確認の報告を、地区担当委員さんお願いします。
27 番委員	2月の20日、宮川委員4名で現地確認をしてまいりました。場所につきましては、案内図5-3をご覧ください。渡人は先ほど事務局の方からありましたが、高齢のため耕作が困難ということで、ここ数年間は、未耕作という状況です。受人は移住を希望しているということで、住宅1棟を建てるわけですが、被害防除措置等の申請内容も問題ありませんし、この内容につきまして

	問題なしと見てまいりましたので、ご審議どうぞよろしくお願いいたします。
議長	これより審議に入ります。 ただいまの事務局及び地区担当委員の説明に質問のある方は挙手にてお願いします。(意見等なし)
議長	ないようですので、採択に入ります。 申請番号3番につき、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、本件は原案通り決定いたします。
議長	続きまして、申請番号4番につき、事務局より説明をお願いします。
事務局	【申請番号4について議案書をもとに朗読】
議長	それでは現地確認の報告を、地区担当委員さんお願いします。
11番委員	2月19日に、農業委員2名で現地確認を行いました。場所は米沢埴原田地区になります。地目が田で、現在荒廃している状態です。渡人は父から相続したが耕作できないため、受人へ機材置き場として売却したいということです。受人は、建築業を営んでおり、業務拡大につき用地を探していました。受人の仕事が蓼科車山方面であり、幹線道路沿いで面積も十分にあるため、土地をぜひ購入したいということです。隣接の土地所有者には事前説明済みで、被害防除措置も適切で問題ありません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	これより審議に入ります。ただいまの事務局及び地区担当員の説明に質問のある方は挙手にてお願いします。 (意見等なし)
議長	ないようですので採択に入ります。 申請番号4番につき、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、本件は原案通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号5番につき、事務局より説明をお願いします。
事務局	【申請番号5について議案書をもとに朗読】
議長	それでは現地確認の報告を、地区担当委員さんお願いします。
11番委員	2月19日に、農業委員2名で現地確認を行いました。場所は米沢埴原田地区、ビーナスライン沿いにある土地になります。渡人と受人は親子関係になります。申請者は医師をしており、米沢地区に地域密着型の病院が存在しないので、住みなれた地域に診療所を開設したいということです。渡人は耕作困難であり、診療所開設でこの土地の有効利用に繋がると考え、今回の申請となりました。隣接の農地所有者には事前説明済みで、被害防除

	措置も適切で問題ないと見てきましたので、ご審議のほどよろしく願います。
議長	これより審議に入ります。ただいまの事務局及び地区担当委員の説明に質問のある方は挙手にて願います。 (意見等なし)
議長	ないようですので、採択に入ります。 申請番号5番につき、原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。(賛成多数) 賛成多数により、本件は原案通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号6番につき、事務局より説明を願います。
事務局	【申請番号 6 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは現地確認の報告を、地区担当委員さん願います。
11 番委員	2月 19 日に、農業委員 2 名で現地確認を行いました。場所は米沢埴原田地区になります。地目は田ですが、現在荒廃している状態です。今回受人の業務拡大のため、従業員駐車場を確保したいという理由で売買になるということです。渡人の一名は、先ほどの5-4でも申請されている方で、手不足で耕作できないため売却を希望しています。もう一名は以前分筆した結果狭小土地が残ってしまったため、今回売却したいということです。現在耕作地ではありますが、従業員駐車場としては適切であると判断しました。被害防除措置も適切で問題ないと見てきましたので、ご審議のほどよろしく願います。
議長	これより審議に入ります。 ただいまの事務局及び地区担当委員の説明に質問のある方は挙手で願います。 (質問等なし)
議長	ないようですので、採択に入ります。 申請番号6番につき、原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成多数) 賛成多数により、本件は原案通り決定いたします。
議長	続きまして、申請番号7番につき、事務局より説明を願います。
事務局	【申請番号 7 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは現地確認の報告を、地区担当委員さん願います。
11 番委員	2月 19 日に、農業委員 2 名で現地確認を行いました。場所は米沢鋳物師屋地区になります。地目が田で、そこに住宅を建築したいということです。渡人と受人は親族関係です。申請者の方が、受人がかねてより自宅建築の際は妻の実家近くを検討しており、その要望に渡人の祖父が応えた状況で

	す。被害防除措置も適切で問題ないと見てきましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	これより審議に入ります。ただいまの事務局及び地区担当員の説明に質問のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので、採択に入ります。 申請番号7番につき、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 賛成多数により、本件は原案通り決定いたします。(挙手多数)
議長	続きまして、申請番号8番につき、事務局より説明をお願いします。
事務局	【申請番号8について議案書をもとに朗読】
議長	それでは現地確認の報告を地区担当員さんをお願いします。
11番委員	2月19日に、農業委員2名で現地確認を行いました。場所は米沢鋳物師屋地区です。先ほどご承認いただいた5-7について土地家屋調査士に分筆依頼をしたところ、受人の住居について、一部が申請地へはみ出していると指摘されました。農地法に違反していることを初めて認識し、現状を是正するために今回申請をすることになりました。当該部分に関しては、宅地延長としてそのまま使用するということになります。是正されれば問題ないと見ていますので、ご審議のほどよろしく願いいたします
議長	これより審議に入ります。ただいまの事務局及び地区担当委員の説明に質問のある方は挙手にてをお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので、採択に入ります。 申請番号8番につき、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、本件は原案通り決定いたします
議長	続きまして、申請番号9番につき、事務局より説明をお願いします。
事務局	【申請番号9について議案書をもとに朗読】
議長	それでは現地確認の報告を地区担当員さんをお願いします。
2番委員	2月22日に玉川地区委員3名にて現地調査を行いました。案内図5-9をご覧ください。申請場所は玉川地区栗沢集落内に位置する田んぼ二筆1073㎡の休耕田で、農業振興地域内の農用地区域内白地です。東側は私道、南側は工場と田んぼ、西側に宅地。北側に田と畑、農業振興地内の農用地区域内の白地でございます。渡人は高齢で、跡継ぎもいないため、耕作や管理が困難となっていました。処分を考えていたところ、受人より譲り受けたい旨の相談があり希望に應えることとしました。受人は市内で不動産業を

	営んでいて、建売住宅として需要が見込まれるため、建築用地として買い受け会社事業の継続を図りたいと考えています。現地を確認しましたが、周辺農地の所有者には転用計画の事前説明がされています。雨水排水は敷地内浸透、生活雑排水は公共下水道へ接続します。その他被害防除措置は適切です。目的通り開発しても何ら支障ございません。建売住宅用地として、転用は問題ないと見てまいりました。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	これより審議に入ります。ただいまの事務局及び地区担当委員の説明に質問のある方は挙手にてお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので、採択に入ります。 申請番号 9 番につき、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、本件は原案通り決定いたします
議長	続きまして、申請番号 10 番につき、事務局より説明をお願いします。
事務局	【申請番号 10 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは現地確認の報告を地区担当員さんお願いします。
19 番委員	2 月 22 日に玉川委員 3 名により現地を確認しました。申請地は案内図 5-10 をご覧ください。渡人は、高齢となり、耕作や管理作業が困難となっていたところ、受人から買い入れの希望がありました。受人は申請地の隣で土木を主とする建築業を営んでおり、事業の拡張に伴い、資材置き場が手狭となったため、折衝したところ了承され、購入を決めました。現地を確認しましたところ、住居に囲まれた農地で周辺所有者との境界確認も進んでおり、被害防除措置も適切です。また、特別な造成工事や倉庫建設などは行わず、現況のまま資材置き場として使用する予定です。受人は、景観や近隣には配慮した資材置き場にするとのことですので、この売買は問題ないと見て参りました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	これより審議に入ります。ただいまの事務局及び地区担当委員の説明に質問のある方は挙手にてお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので、採択に入ります。 申請番号 10 番につき、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、本件は原案通り決定いたします
議長	続きまして、申請番号 11 番につき、事務局より説明をお願いします。
事務局	【申請番号 11 について議案書をもとに朗読】

議長	それでは現地確認の報告を地区担当員さんお願いします。
3 番委員	2月 23 日、委員3名で現地確認に行きました。申請地は福沢区民会館の南にあります。渡人は高齢で、申請地を耕作する予定がなく長い間空いたままの状態でした。受人はアパートの駐車スペースの確保が求められていることから、今回の売買を進めることとなりました。雨水は地下浸透、法面はブロックと石積みとなっており、また境界は確認済みです。耕作放棄地の有効利用活用になること、近隣からも苦情になった路上駐車がなくなること。また、申請地は市道・水路及び受人の農地に囲まれており、他者への影響が少ないことなど、問題なしと見てまいりましたので、ご審議よろしく願いいたします。
議長	これより審議に入ります。ただいまの事務局及び地区担当委員の説明に質問のある方は挙手にてお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので、採択に入ります。 申請番号 11 番につき、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、本件は原案通り決定いたします
議長	続きまして、申請番号 12 番につき、事務局より説明をお願いします。
事務局	【申請番号 12 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは現地確認の報告を地区担当員さんお願いします。
22 番委員	2月 19 日に泉野地区委員3名で現地調査を行いました。案内図5-12にありますように申請地は、大日影集落の東側に位置しています。受人は移住して田舎暮らしを希望しており、渡人が無職で耕作できなくて困っていたところ受人からの強い要望があったということです。隣接農地等の状況は申請地北側は水路・道路、東側は田んぼ、南側は畑、西側は宅地となっています。被害防除措置として、西側の畝は現状のままであり、周囲への流出を恐れないこと、雨水の排水方法は敷地内の地下浸透、汚水につきましては合併浄化処理後地下浸透ということです。敷地から道路からの出入りは水路占用許可を取るということで、建物は隣接地に影響のないように建てることで、周辺農地に影響は少ないと考えます。隣接農地所有者への事前説明も終了しています。この売買は問題ないと見て参りましたのでよろしくご審議をお願いします。
議長	これより審議に入ります。ただいまの事務局及び地区担当委員の説明に質問のある方は挙手にてお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので、採択に入ります。

	申請番号 12 番につき、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、本件は原案通り決定いたします
議長	続きまして、申請番号 13 番につき、事務局より説明をお願いします。
事務局	【申請番号 13 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは現地確認の報告を地区担当員さんお願いします。
5 番委員	2月 25 日に金沢地区委員2名で現地確認を行いました。5-13 をご覧ください。申請地は金沢大池区にあります。地目は田で現状が遊休農地、渡人は高齢で耕作管理が困難の理由から、草刈りなど管理業務をしていた親族の代表に資材置き場の新設の相談を受け、快く承諾しました。資材置き場として整地後に砂利を敷き資材や重機や移動式コンテナを置きます。法面につきましては、隣接農地への崩壊がないよう定期的に確認・補修を行います。雨水は砂利引きとした敷地内で地下浸透させます。隣接農地所有者の同意を得ていますので、この解釈は問題ないと見てきました。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	これより審議に入ります。ただいまの事務局及び地区担当委員の説明に質問のある方は挙手にてお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので、採択に入ります。 申請番号 13 番につき、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、本件は原案通り決定いたします
議長	続きまして、申請番号 14 番につき、事務局より説明をお願いします。
事務局	【申請番号 14 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは現地確認の報告を地区担当員さんお願いします。
8 番委員	2月 24 日、北山地区委員4名で現地調査を行いました。案内図 5-14 をご覧ください。受人家族は親元に同居していましたが、手狭のため、住宅を新築し、独立したいと考えていました。申請地は、受人の地元で実家に近く、子どもの通学圏を変更しなくても済み、土地代金もほぼ計画資金内で収まるため購入を希望しています。渡人は遠距離地にて耕作管理が困難のため、売買ご希望、雨水排水は敷地内に地下浸透、汚水は公共下水道に接続。その他被害防除措置は適切です。目的の通り、住宅建築としても支障はありません。住宅用地としての転用は問題ないと見て参りました。ご審議よろしくお願いします。
議長	これより審議に入ります。ただいまの事務局及び地区担当委員の説明に

	質問のある方は挙手にてお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので、採択に入ります。 申請番号 14 番につき、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、本件は原案通り決定いたします
議長	続きまして、申請番号 15 番につき、事務局より説明をお願いします。
事務局	【申請番号 15 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは現地確認の報告を地区担当員さんをお願いします。
7 番委員	2月 24 日に北山地区委員4人で現地調査を行いました。位置図5-15にありますように、申請地は柏原の北部に位置します。渡人が 11 年前に相続した土地ですが、相続時から遊休地であり受人からの話を聞き、その提案を承諾いたしました。受人は、事業拡大及び作業効率化のため土地を取得したいということです。この転用に問題はないと見てまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	これより審議に入ります。ただいまの事務局及び地区担当委員の説明に質問のある方は挙手にてお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので、採択に入ります。 申請番号 15 番につき、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、本件は原案通り決定いたします
議長	続きまして、申請番号 16 番につき、事務局より説明をお願いします。
事務局	【申請番号 16 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは現地確認の報告を地区担当員さんをお願いします。
11 番委員	2月 19 日に、農業委員 2 名で現地確認を行いました。場所は米沢の塩沢地区、地目は田で 486 m²のうちの 0.64 m²の田んぼです。こちらは過去に承認された設置済みの圃場上部における営農型の発電事業の3年更新の手続きになります。現地を確認する限り変更登録許可当初のまま、被害防除措置処置も適切で問題ないと見てまいりましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	これより審議に入ります。ただいまの事務局及び地区担当委員の説明に質問のある方は挙手にてお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので、採択に入ります。

	申請番号 16 番につき、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、本件は原案通り決定いたします
議長	続きまして、申請番号 17 番につき、事務局より説明をお願いします。
事務局	【申請番号 17 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは現地確認の報告を地区担当員さんをお願いします。
8 番委員	2月 24 日、委員4名で現地調査を行いました。案内図5-17 をご覧ください。湯川集落、西側の地域です。工場建設計画地検討のため、ボーリング調査のための一時転用を目的としています。貸付人からの合意は委任状にて合意されています。農振農用地確認書については、今回のボーリング調査では、農振除外申請が不要との内容は、農業委員会事務局と2月8日、すでに確認済みとなっています。調査時期も冬期休耕中で、被害防除措置も適切であり、今回のボーリング調査のための一時転用は問題ないと見て参りました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	これより審議に入ります。ただいまの事務局及び地区担当委員の説明に質問のある方は挙手にてお願いします。 2番委員さんをお願いします。
2 番委員	今、説明にありませんでしたが、資料によると 8 筆って書いてありますけれども、地図には 7 筆黒い斜線が引いてあります。どこか重複している所があるということでしょうか。
事務局	同じところが2つ続いているところがありましてそれを1つの空間として収集付けさせていただきました。申し訳ありません。実際には8筆になります。
議長	他に質問のある方、いらっしゃいますか。ないようですので、採択に入ります。申請番号 17 番につき、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、本件は原案通り決定いたします
議長	続きまして、議案第 9 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」、事務局より議案について、一括で説明をお願いします。
事務局	【申請番号 1 から申請番号 16 について議案書をもとに一括で説明】
議長	申請番号 1 から 16 について、事務局より一括説明がありました。 今の事務局の説明に、質問意見等ありましたら、挙手にてお願いします。 (質問等なし)
議長	それでは 16 件につきまして、一括で採決をいたします。承認される方は挙手をお願いします。 (挙手多数)

	賛成多数につき、16 件について原案通り決定いたします。
議長	続きまして、議案第 10 号「農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、事務局より議案について説明をお願いします。
事務局	【申請番号 1 について議案書をもとに説明】
議長	今の事務局の説明に質疑、質問意見等ありましたら、挙手にてお願いします。 (意見等なし)
議長	それでは、今の利用権設定につきまして、一括で採決を取ります。 承認される方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数により、1 件につきまして、原案通り決定いたします。
議長	続きまして、議案第 11 号「農地利用集積計画(所有権移転)について」ということで、事務局より説明をお願いします。
事務局	【申請番号 1、2 について議案書をもとに説明】
議長	今の申請番号 1、2 について、質問、ご意見のある方は挙手にてお願いします。 (意見等なし)
議長	それでは、2 件の利用権設定につきまして、一括で採決をお願いします。 承認される方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数により、2 件につきまして、原案通り決定いたします。
議長	以上で、本日の議案の審議事項は終了いたしました。それでは以上をもちまして、茅野市農業委員会第 2 回総会を閉会いたします。

令和 6 年 2 月 28 日

議 長

委 員

委 員